



2024年11月13日

各 位

会社名 ビート・ホールディングス・リミテッド
(URL: <https://www.beatholdings.com>)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
チン・シャン・ファイ
(東証スタンダード市場 コード番号: 9399)
連絡先 IR室マネージャー
高山 雄太
(電話: 03-4570-0741)

上場維持基準（純資産基準）への適合に向けた計画の進捗状況について

2024年3月28日付開示資料「上場維持基準（純資産基準）への適合に向けた計画について」（以下「2024年3月28日付開示資料」といいます。）にてお知らせしたとおり、当社の2023年12月期末における連結純資産は、債務超過となり、スタンダード市場における上場維持基準に適合しない状態となりました。つきましては、2024年12月期 第3四半期（以下「当四半期」といいます。）における、上場維持基準への適合に向けた当該計画の進捗状況について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当四半期の決算の状況について

当社グループは、前連結会計年度まで継続して重要な営業損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当四半期においても引き続き、営業損失1,859千円(265百万円)、及び親会社株主に帰属する四半期純損失1,925千円(275百万円)を計上しておりますが、当四半期における純資産は871千円(124百万円)の正となりました。

2. 債務超過の解消に向けた基本方針について

2024年3月28日付開示資料、並びに2024年5月13日及び2024年8月13日開示資料「上場維持基準（純資産基準）への適合に向けた計画の進捗状況について」に記載のとおり、当社は、第三者割当による増資を実施することで、事業に必要な資金を調達し、純資産の増強を図り、2024年12月末までに債務超過を解消することを目指して参りました。

3. 基本方針を踏まえた計画の進捗状況

上記基本方針に基づいて、当社は、2024年4月30日開催の臨時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。）による第三者割当（注1）により、同日付で新株式及び新株予約権を発行し、債務を300百万円（2,102千円）減少（純資産を増加）させることができました。

また、当社は、2024年9月13日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、DESによる第三者割当（注2）により、同日付で新株式を発行し、債務を約400百万円（2,802千円）減少（純資産を増加）させることができました。



(注1) 本第三者割当に関するより詳細な情報については、2024年2月19日付開示資料「第三者割当(デット・エクイティ・スワップ)による新株式及び新株予約権の発行、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

(注2) 本第三者割当に関するより詳細な情報については、2024年6月28日付開示資料「第三者割当(デット・エクイティ・スワップ)による新株式の発行、及び支配株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

現在、当社は、上記第三者割当を実施したことにより、2024年末までに債務超過を解消できる見込みです。また、2024年4月30日に発行した新株予約権は、2024年7月24日に行使可能となる条件を満たしているため、今後、当該新株予約権が行使されることで、事業に必要な資金を調達し、純資産を更に増強できることを期待しております。

(注) 「円」で表示されている金額は、2024年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場の仲値である1米ドル=142.73円で換算された金額です。

以上

ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル(香港)リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスを行っています。また、子会社のGINSMS Inc. (トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV:GOK)を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及び専門サービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場(証券コード:9399)しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。